

## 国保条例の一部改正について

### <改正理由>

国民健康保険法施行令の一部改正（4月1日施行）が行われるのに伴い、所要の改正を行うもの。

### <主な改正内容>

#### ①平成30年4月から県も国保制度の運営主体となることに伴うもの

従来、単に「国民健康保険運営協議会」としていた市の運営協議会の名称について、新たに発足させた県の運営協議会と区別するため「山陽小野田市の国民健康保険の運営に関する協議会」に改めること、財政運営方法の変更に伴い保険料の算出根拠に関する記述を改めること、等

#### ②保険料の賦課限度額引き上げ

厚生労働省は、医療保険料に関する負担の公平性を確保するべく、被用者保険と開きのある、国保における賦課限度額超過世帯の占める割合を引き上げようと、限度額を段階的に引き上げてきている。平成30年度は基礎賦課分について4万円引き上げるもの。

	基礎賦課分	後期高齢者 支援分	介護 納付金分	計
H29	54万円	19万円	16万円	89万円
H30	58万円	据置き	据置き	93万円

#### ③保険料軽減判定基準の緩和

経済の回復基調に伴う所得の底上げと物価上昇を見込み、低所得者の負担軽減に配慮して保険料の応益割に係る軽減判定基準を緩和するもの。同基準は、デフレの影響で据え置いた状態が続いていたが、近年の物価上昇を受け、平成26年度から連続で引き上げられてきている。

年度	軽減判定所得		
	7割	5割	2割
H29	基礎控除 (33万円)	基礎控除(33万円) + <u>27万円</u> × 被保険者数	基礎控除(33万円) + <u>49万円</u> × 被保険者数
H30	基礎控除 (33万円)	基礎控除(33万円) + <u>27.5万円</u> × 被保険者数	基礎控除(33万円) + <u>50万円</u> × 被保険者数